

令和7年度青森県建設業ポータルサイト広告取扱事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、青森県建設業ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）への広告取扱事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(広告スペース等)

第2条 広告スペース、規格等については、令和7年度青森県建設業ポータルサイト広告取扱仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）第3条第1項及び第2項並びに青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

(広告掲載の決定)

第4条 第2条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、原則として申込順とし、申込みが同時のときは、次の各号に定める順序に従い広告掲載を判断する。

- (1) 県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると判断することができる者
- (2) 公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有する者
- (3) 県内に事業所等を有する者
- (4) その他の者

(広告取扱事業者の募集)

第5条 広告を取り扱う事業者（以下「広告取扱事業者」という。）の募集は、県ホームページ及びポータルサイトにおいて公募する方法により行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、令和7年度青森県建設業ポータルサイト広告取扱事業者募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

(広告取扱事業者の決定)

第6条 知事は、前条の募集に対する応募があったときは、応募の内容について審査し、広告取扱事業者を決定するものとする。

2 前項の決定に関して必要となる事項は、募集要項により定めるものとする。

(契約の締結等)

第7条 前条の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(広告料の納入方法等)

第 8 条 広告料の納入方法等は、仕様書のとおりとする。

(広告図案の提出及び広告原稿の納品等)

第 9 条 広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、仕様書のとおりとする。

(広告内容の変更等)

第 10 条 知事は、広告の内容等が第 3 条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告取扱事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 知事は、広告取扱事業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告掲載を中止することができるものとする。

3 広告取扱事業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

(広告料の還付等)

第 11 条 既に納入した広告料は還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰さない理由（機器メンテナンスによる一時的サーバ停止措置を除く。）により広告の掲載ができなくなったときその他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告取扱事業者の責務)

第 12 条 広告取扱事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 広告取扱事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、知事に対して保証するものとする。

3 広告取扱事業者の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告取扱事業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。